

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、東通村税務住民課にご相談ください（徴収の猶予：地方税法第15条）。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、東通村税務住民課にご相談ください（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）。

※ eLTAX から徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>）をご覧ください。

【問合せ先】 東通村税務住民課 税政グループ ☎27-2111

事前配布した安定ヨウ素剤の返還について

村では、小田野沢、老部、白糠地区（発電所から5km圏内）にお住まいの方及び働いている方々を対象に安定ヨウ素剤を配布しております。

これまで受け取った方で以下に該当する方は、返還して下さるようお願いいたします。

今後も安定ヨウ素剤事前配布説明会を開催しますので、対象者はご参加をお願いいたします。

◆返還対象者

●死亡した方

●小田野沢、老部、白糠地区以外に転居した方（同地区内の事業所に勤務されている方を除く）

●3歳になった子（ゼリー剤）、13歳になった方（丸剤1丸）で説明会場で返還できなかった方

◆返還方法等

●返還方法 役場2階原子力対策課（平日 8:15～17:00）へご持参ください。

●返 還 者 ご本人またはご家族（代理人も可とします）

●そ の 他 説明会場でも返還を受け付けますので、今後の開催案内をご確認ください。

＜問合せ先＞ 東通村原子力対策課 ☎27-2111（内線232）